大津市避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症対応編（ver.4）

令和２年６月　作成

令和２年８月　改訂

令和３年３月　改訂

令和４年８月　改訂

大　津　市

新型コロナウイルス感染症の５類変更に伴い、マニュアル内にある下記の事項については、対応を不要とします。

・風水害時における自宅療養者の行政の避難先調整及び案内
・濃厚接触者の受付及び避難スペースの確保

なお、その他の事項については、５類変更に対応したマニュアルが完成するまで、当面の間、本マニュアルを準用し、ご対応ください。

新型コロナウイルス感染症については、令和２年３月２６日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第１５条第１項の規定に基づく政府対策本部が設置され、令和２年４月７日に特措法第３２条第１項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされました。そして、同感染症は、日本国内のみならず、世界規模で感染が拡大し、多くの死者が出ています。

同感染症の感染が拡大している状況において地震や豪雨といった災害が発生した場合は、医療機関の受入れ体制の逼迫により救急対応が出来ない可能性があること、海外からの資材供給の中断により住宅の再建が困難となること、地域間での移動や接触して対応することの制約によりボランティアの助けを得ることができないといった課題があります。また、不特定多数の方が避難生活を送る避難所の中では感染が拡大するおそれがあります。このような中で、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケットの基本的な感染症対策や感染リスクが高くなる３つの条件「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」（以下「３密」という。）の回避など、感染症対策に万全を期すことが重要となります。

また、避難所が過密状態になることを避けるため、親戚や友人の家などへの避難を推奨することや近隣の避難所の開設も行う必要があります。

本市では、地域と連携しながら、避難所運営マニュアルに基づき避難所運営にあたっているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染症対策部分を補足したマニュアルを作成しました。市担当者、施設管理者、避難者リーダー等はこのマニュアルを十分理解し行動してください。

新型コロナウイルス感染症への対応は、変異種の発見や社会情勢の変化により、国や県のマニュアル更新等にあわせ随時見直していきます。

各地域でマニュアルを活用される際には、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適宜追加・修正をお願いします。

また、本マニュアルの確認と併せて、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】」も活用していただき、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行うための具体的な役割分担・手順の事前確認をお願いします。

地震ver（避難者は住宅被災やライフライン被害により自宅滞在できない方）

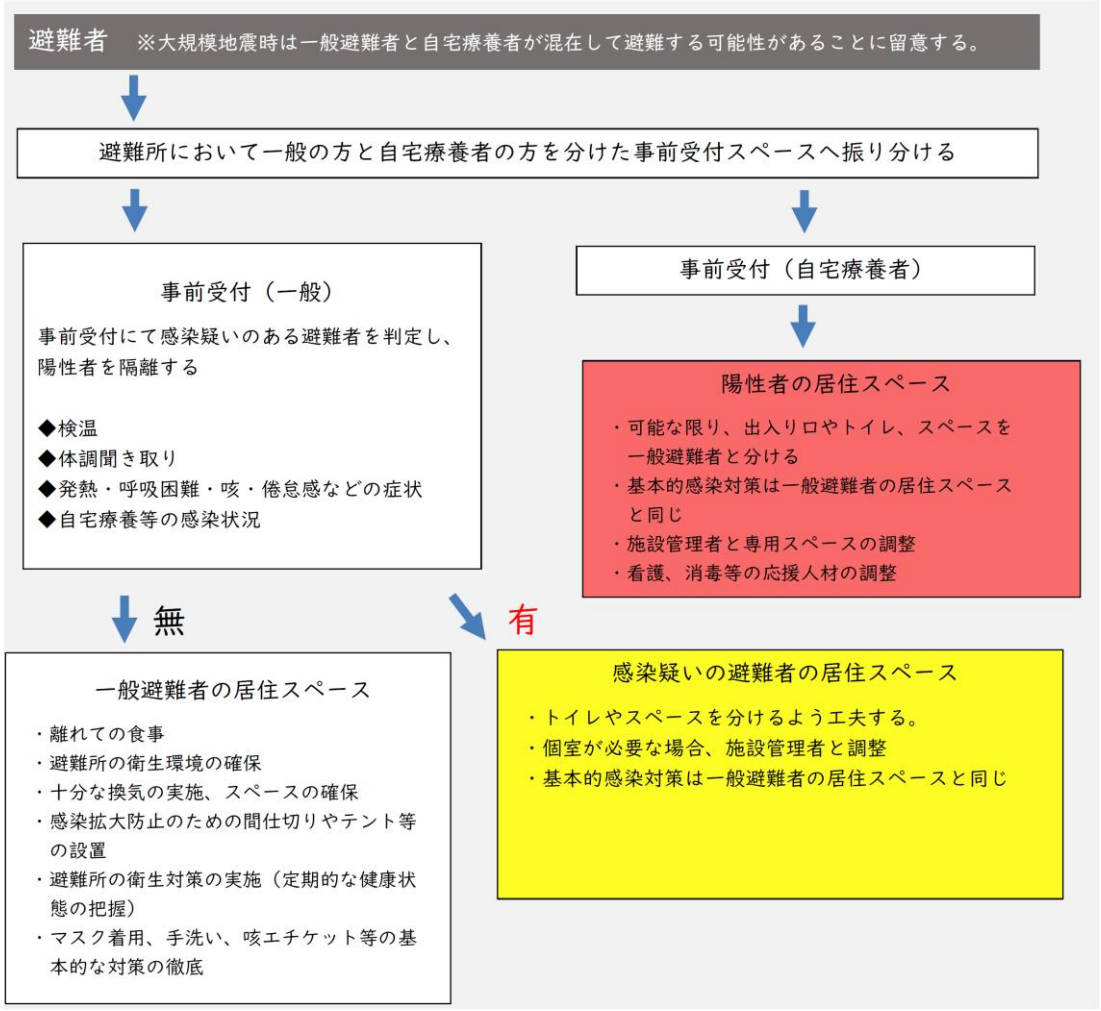

風水害ver（避難者は土砂災害や洪水のリスクが高い方）

《原則》災害発生前に、在宅・親戚や知人宅への避難の検討（感染防止対策）

一般避難者

避難所での受入

事前受付にて感染疑いのある避難者を判定する

◆検温
◆体調聞き取り
◆発熱・呼吸困難・咳・倦怠感などの症状

有 →

感染疑いの避難者の居住スペース

・トイレやスペースを分けるようエ夫する。個室が必要な場合、施設管理者と調整
・基本的感染対策は一般避難者の居住スペースと同じ

↓ 無

一般避難者の居住スペース

・離れての食事
・避難所の衛生環境の確保
・十分な換気の実施、スペースの確保
・感染拡大防止のための間仕切りやテント等の設置
・避難所の衛生対策の実施（定期的な健康状態の把握）
・マスク着用、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

自宅療養者（陽性者）

避難を検討している場合、保健所専用電話へ連絡

※保健所と危機・防災対策課で避難先を調整

避難先を行政から案内

※自宅療養者へ避難先を案内するとともに、避難先に対し、人員や隔離スペース設置の手配を行う

案内された避難先へ避難

陽性者の居住スペース

・可能な限り、出入り口やトイレ、スペースを一般避難者と分ける
・基本的感染対策は一般避難者の居住スペースと同じ

内容

１　はじめに 6
（１）新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営対応方針 6
（２）避難方法 6
２　準備期における避難所運営 8
（１）避難所開設準備・運営の概要と役割 8
（２）避難所開設に向けた事前準備（市担当者/施設管理者/（避難者リーダー）） 9
ア．十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設 9
イ．避難所のレイアウト等の検討 10
ウ．物資・資材等の準備状況及び必要数の把握 11
エ．避難者の健康管理 12
オ．発熱者等のための専用スペースの確保 13
カ．発熱者等が重症化した場合の対応 13
キ．風水害時の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の避難対応 14
ク．住民への周知 14
ケ．避難所運営を行う職員等の安全の確保 14
（３）災害時の対応 14
ア．住民への周知 14
イ．避難所における感染症対策 15
ウ．避難者の健康管理 15
エ．発熱者等の対応 16
オ．風水害時の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の避難対応 16
３　避難者向け資料【参考】 16
（１）大規模な災害発生に備え 16
ア．避難の検討 16
イ．避難所での心構え 16
（２）避難所での感染を防ぐポイント 16

Ⅰ　はじめに

避難所は、地震や風水害により住宅を失った人や住宅が倒壊するおそれがある方への一時的な宿泊場所です。在宅避難に不安のある方についても避難所への避難は可能ですが、不特定多数の市民が同じ空間に避難することによる新型コロナウイルス等の感染のおそれがあるため、避難者は、安全な場所にある親戚や知人宅などに避難することも事前に検討することが必要です。
しかしながら、災害発生の危険性が高まった時に感染症への恐れや、陽性者であるといった理由から知人宅や避難所への避難をためらい避難できず災害に巻き込まれてしまうといった事態を招くことのないよう、陽性者等が避難することも想定しながら、市及び防災リーダーは本マニュアル等参考に避難所運営にあたることが重要です。また、避難所運営委員等は、施設内の無症状病原体保有者からの感染を拡大させないように避難所内の感染症対策を講じる必要があります。

（１）新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営対応方針

〈命を守る避難体制の整備〉
・感染症をおそれて避難行動を自制することのないように周知する
・新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先の整理

〈３密を避けるための避難所の確保と整備〉
・避難所における個室の活用及び自立式テント等による世帯ごとの感染対策
・民間施設や指定避難所以外の施設を活用した避難所の確保

〈避難所における感染予防や衛生環境の考え方の周知〉
・避難所運営者の感染予防等に関する知識の習得（ゾーニング方法と感染予防方法）
・感染症対策における備蓄資機材や代替え品等の活用

〈住民への感染予防方法の周知〉
・避難者への感染予防方法の周知と感染対策物品等の備え

〈市と滋賀県、医療機関及び大津市三師会との事前調整〉
・自宅療養者への事前の連絡と避難方法の周知
・ホテル等民間施設への感染者受入に伴う感染者サポート実施の取り決め
・医療従事者の感染防止対策の検討と医療救護班の派遣調整

（２）避難方法

避難者は、感染リスクの程度により避難の形態が異なることから、風水害による浸水や土砂災害の危険が迫っている場合、地震発生後に建物の倒壊や火災等の危険が迫った場合に、まず身の安全を図り、自らの判断や避難誘導等により避難場所・避難所等へ避難します。
建物等の危険がなくなり、自宅が被害を免れた方は自宅へ戻りますが、倒壊や焼失等で

自宅へ戻れない方は避難所で避難を続けます。

なお、火災の延焼等で当該避難所が危険な状況になった場合、避難所運営委員等は、避難者を屋外等の避難場所へ誘導し、危険要因がなくなった後に再度、安全な避難所へ誘導します。

発熱や風邪症状のある方は、なるべく人との間隔を保ち、避難所に避難した場合でも、感染拡大防止の観点から、速やかに避難所受付に申し出て、専用の部屋に避難する又は自立式テント等を活用するなど、避難所運営員の指示に従ってください。

ＰＯＩＮＴ

〇新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営例

・親戚、知人宅への誘導

・避難者の咳エチケット、手洗いの徹底

・避難所内での施設ごとによるゾーニングの実施（陽性者、感染疑い者専用建物）

・避難所内の過密防止対策の徹底

・避難所外施設（指定避難所以外の施設）の活用及びホテルや旅館の活用

〇災害により住宅を失った方や住宅が倒壊するおそれがある方へ、一時的に宿泊場所を提供します。

〇陽性者が避難されてくることを想定し、建物内や動線を分け、感染拡大を防止します。

〇公共交通機関の遮断等により、帰宅困難となった方へ、一時的に待機する場所を提供します。

〇在宅避難や知人宅避難、車中避難をしている方へ、必要な情報や飲料水及び食糧等の物資を提供します。

〇発熱や風邪症状のある方は、新型コロナウイルス感染症にり患している可能性があり、避難スペースや動線が分離されていない避難所では感染拡大のリスクがあることから一般の避難者と同様に滞在することが適当ではありません。被害リスクの少ない地域（親戚や知人宅）への避難も検討しましょう。なお、避難先の家庭に高齢者や基礎疾患のある方、妊婦等がいる場合はそのお宅への避難は避けてください。

〇指定避難所以外の避難先については、滋賀県と連携しながら、民間施設（ホテル・旅館等）の確保に努めますが、自宅療養者が多数いるタイミングでは指定避難所以外の民間施設（ホテル・旅館等）に案内することが困難です。指定避難所においてゾーニングされますが、食料等の配布等接触を極力避ける必要があるため、食料を持って避難施設に避難しましょう。

〇大規模な地震等で指定避難所以外の民間施設の確保ができない場合は、市内指定避難所以外の公共施設を追加の避難所として活用します。

用語	内容
汚染エリア	外部から入ってきた人がいるスペース（エントランス、入口、事務室などの窓口）
グレーエリア	体調チェック、手指衛生などを行うスペース、更衣室、会議室、食事をとる休憩室
専用のスペース（専用スペース）	発熱、咳等の症状が出た者が滞在する避難所での隔離したスペース（個室）
クリーンエリア	感染していない避難者のいるスペース
クラスター	集団感染
ゾーニング	空間を用途別に分けて配置すること
事前受付	総合受付前に、体調不良者等を振り分ける受付
スクリーニング	対象者を選別する
自宅療養者	検査の結果、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養している方
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症の患者との濃厚接触者
無症状病原体保有者	症状はないが、新型コロナウイルス感染症と診断された者
避難所運営委員会	避難所の運営に関し、避難者が主体的に協議、決定するため、避難者の代表者、市担当者、施設管理者等で構成する運営機関

2　準備期における避難所運営

（１）避難所開設準備・運営の概要と役割

避難所の開設・運営は、市災害対策本部長が、災害の状況に応じて避難情報の発表を行うほか、避難所の設置場所を定め、開設を指示し、担当の市職員を派遣して開設及び初期の運営を担わせることとなっています。

また、一定規模以上の地震や夜間の風水害などの緊急時に、自主的な避難が必要な場合には、市災害対策本部長の指示がなくとも、施設管理者や派遣された市職員等が避難所の開設準備を行い、避難者を受け入れ、避難所の開設・初期運営を行うこととなっています。

災害の規模が大きい場合には、市職員の到着の遅れや被災等により、避難所の開設や避難所運営へ支障をきたすことから、避難所運営委員会が中心となって自主的に避難所を開設し運営を行うこととなります。しかしながら、感染症に対する対応も急務となるため、市職員を迅速に派遣し、感染予防対策も含めた避難所の運営を行います。

①本部

市長が災害対策本部長として、原則、市役所本庁新館２階災害対策本部室に本部を設置し、本部員会議により、災害の状況に応じた対応方針等を決定します。また、避難所へ避難所担当員や災害対策救助隊員を派遣します。

②避難所担当員

避難所担当員は、避難所を開設し、避難所運営委員会及び施設管理者と連携し、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進します。また、クラスターが発生することを想定し、市保健所と連携の上、衛生環境の向上に努めます。

③施設管理者

施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、住民が組織する避難所運営委員会による避難所運営が軌道に乗るまでの間、本務に支障のない範囲内で避難所運営を行うとともに、運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行います。また、施設の開放における感染症対策について、避難所運営委員会と連絡を密にします。

④避難者（地域住民や帰宅困難者等）

避難所では、さまざまな感染症が発症するおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症に限らず、衛生状態を保つため、手洗い、消毒、マスク等を積極的に使用し、感染予防対策を自ら実施します。

（２）避難所開設に向けた事前準備（市担当者/施設管理者/（避難者リーダー））

ア．十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

（ア）市は避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、同時に多数の指定避難所を開設する体制整備と指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保に努めるものとする。

（イ）過去の災害の避難者実績から水害時には市民センターや小中学校等の公的施設を優先的に開設し、国や県、民間施設は２次的に開設することとしている。感染症対策のため、同時に多数の避難所を開設できるよう、市は体制整備を図るものとする。また、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※　小中学校体育館以外の指定避難所の開設も考慮する。

※　体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※　居住区では、世帯ごとにテント等で隔離を行う。テントや段ボールパーテーションが無い場合には世帯間で２ｍ程度の距離を確保することに留意する。

（ウ）避難状況から、国や県、民間施設や臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、地域の実情に応じて国、県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用等も検討する。

※　ホテル・旅館等の活用に当たっては事前に協定の締結等を行うよう努める。

（エ）災害の危険性が少ない場合、地域の自治会館等の一時避難所を活用し、避難所が密にならないよう努める。

（オ）建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を平時に協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。）

（カ）避難所運営時の具体的な役割分担、手順を確認する。

①　滋賀県と連携し、県内市町指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ防災協定を締結している市町等に人材派遣や施設利用の協力を得る。

②　臨時避難所への支援体制の構築

適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

イ．避難所のレイアウト等の検討

避難者リーダーは市と連携し、下記の事項を検討する。

（ア）発熱の症状や体調不良の方を早期発見できるよう、避難所の入口又は入口付近に「事前受付」を設置する。

※事前受付のレイアウト例（滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）

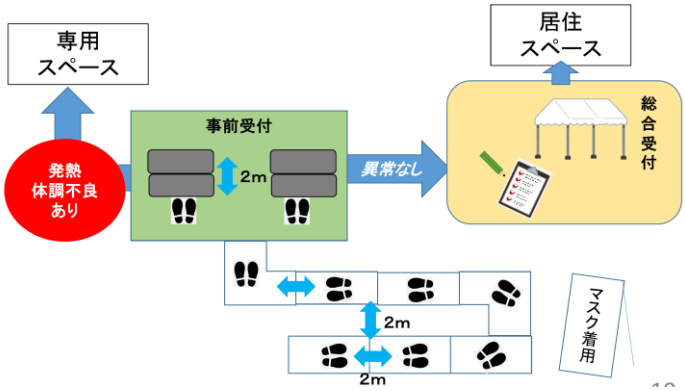

健康チェックリスト（事前受付）

◇ゾーニングに関するチェック項目

1	□	現在、新型コロナウイルス感染者ですか？	陽性者の居住スペースへ
2	□	現在、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として自宅待機中ですか？	感染疑いの避難者の居住スペース
3	□	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？	
4	□	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？	
5	□	現在又は自宅で検温した結果、微熱がある状態ですか？	

◇持病や要配慮に関する項目

6	□	介護や介助が必要ですか？	一般避難者の居住スペース ※福祉スペースが設けられる場合、状態や状況によっては福祉スペースへ案内することを検討する。
7	□	障がいがありますか？	
8	□	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）	
9	□	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？	
10	□	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？	

（イ）避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。
（ウ）発熱、咳等の症状が出た等の感染疑いの避難者スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。
（エ）自宅療養者等が避難する可能性があるため、陽性者専用の居住スペースや受付、トイレを一般避難者や感染疑いの避難者とゾーン、同線を分けるよう検討する。

※専用スペース（教室等）の例（滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）

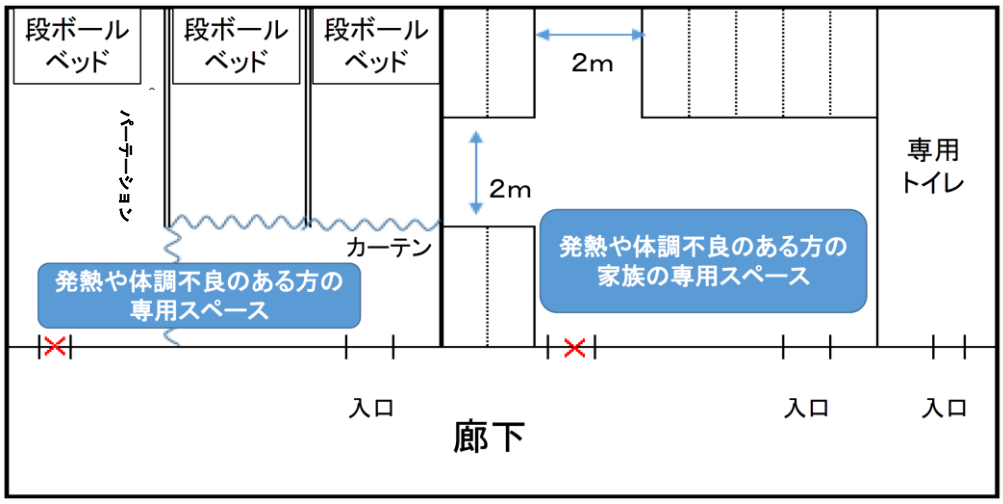

ウ．物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

市は、想定避難者の数や避難所の状況に応じて、下記のとおり物資・資材等の準備状況及び必要数を把握する。
（ア）物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。
また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備し、分散備蓄を図る。
（イ）事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
① 基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープなど
② 避難者等の健康管理用：非接触型体温計など
③ 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・フェイスシールドなど
④ その他資材：自立式テント、パーテーション（間仕切り）、ビニールシート、仮設トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、エアーベッド など
※小中学校の防災倉庫に初動対応用として感染症対策物品を一定量備蓄しています。

エ．避難者の健康管理

市は、避難者の健康状態の確認について、市保健所及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

（ア）医療関係者に対し、陽性者や高熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

（イ）状況に応じ避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。

（ウ）避難者の健康状態を効率的に把握するため、「避難者健康チェックシート」を準備する。

避難者健康チェックシート

氏名（ふりがな）	年齢	携帯電話番号

		観察日	観察日	観察日	観察日	観察日	観察日	観察日
日付		／	／	／	／	／	／	／
体温		朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃	朝　℃ 夜　℃
呼吸器症状	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	痰	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	呼吸困難	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻詰り	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	のどの痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他	嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	結膜充血	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	全身倦怠感	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	意識障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	けいれん	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	食欲	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	味覚・聴覚障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他備考								

（エ）新型コロナウイルス感染症の陽性者が避難所へ避難する場合に備え、保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。

（オ）避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

オ．発熱者等のための専用スペースの確保

市は、発熱者等のための専用スペースの確保に努める。

（ア）発熱者等のために、専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

（イ）体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。

※ 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。

（ウ）専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。

（エ）個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーテーション（間仕切り）、テント等を準備する。

（オ）各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置及び移動の案内等について検討する。

（カ）発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

※避難所レイアウト（例）（滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

カ．発熱者等が重症化した場合の対応

発熱者等の症状の急激な悪化や、生命に危険が生じている場合は速やかに救急搬送を行うため１１９番通報するものとする。また、発症者が滞在していた区域を特定し、保健所や災害対策救助隊等により、当該区域の消毒を実施する。（発症者が使用していたリネン等は廃棄する。）

キ．風水害時の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の避難対応

市は、自宅療養者の避難支援を円滑に行うため、市保健所との間で事前に協議を行い、避難時の連絡先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。

ク．住民への周知

市は、広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

（ア）自宅の安全確保

自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

（イ）指定避難所及び臨時避難所の所在地

自宅からの適切な避難所を確認すること。

（ウ）避難所以外への避難の検討

① 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

② 学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。

※ 換気等を十分行うよう注意する。

※ 災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。

※ 車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。

③ 安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。

（エ）必要な物資等の持参

市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

（オ）自宅療養者の避難所への避難

保健所は自宅療養者の避難に備え、自宅療養者へ風水害時に避難所へ避難する場合、保健所専用電話へ連絡する旨を平時から案内する。

自宅療養者は風水害時に避難所への避難を検討する場合、保健所専用電話に連絡をし、指示に従うものとする。ただし、大規模地震時や電話の輻輳等により保健所に連絡がとれない場合、この限りでない。

（カ）発熱者や濃厚接触者の避難所への避難

避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合、避難所到着時に速やかに受付や避難所職員等に申し出ること。

ケ．避難所運営を行う職員等の安全の確保

市は、避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

（３）災害時の対応

市は、避難所リーダー等と連携し、避難所開設時には感染防止対策等を実施する。

ア．住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に次の事項を周知する。

上記（２）ク記載の住民への周知内容。

イ．避難所における感染症対策

（ア）基本的な感染対策を徹底する。

（イ）水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

（ウ）アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。

（エ）飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。

※ 熱がこもりやすく、喉の渇きを感じにくくなることから水分摂取量が低下するため、夏場は熱中症に注意する。

（オ）避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

（カ）避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。

※ 換気は常時換気又は定期的（１時間に２回程度）に行う。

※ 居住区では、世帯ごとにテント等で隔離を行う。テントや段ボールパーテーションが無い場合には世帯間で２ｍ程度の距離を確保することに留意する。

（キ）食事時間をずらして密集・密接を避ける。又は、テント内で行う。

（ク）段ボールベッドや布団の配置はテントやパーテーション等により、飛沫感染を避ける。

（ケ）避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。

（コ）避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び３密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。

ウ．避難者の健康管理

（ア）避難者が避難所に到着した時点で避難者健康チェックシートを活用し、検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。（事前受付による振り分けを実施する。）併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。（ボランティアスタッフ等も同様とする。）

（イ）健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者、陽性者へは専用のスペースを案内する。

（ウ）避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

（エ）車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

※車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。

（オ）高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

エ．発熱者等の対応

（ア）発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。体育館等の大空間でやむを得ず同室にする場合は、パーテーション（間仕切り）、テント、段ボール等で区切るなど工夫する。

（イ）発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。

（ウ）発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

オ．風水害時の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の避難対応

市保健所と行った上記（２）キの協議に基づき対応する。

３　避難者向け資料【参考】

○　避難所での新型コロナウイルス感染症対策

避難所内での基本的感染防止対策を徹底してください。

（１）大規模な災害発生に備え

ア．避難の検討

・親戚や友人の家等への避難の検討

避難生活が必要な場合は、避難所が過密状態になることを防ぐため可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討しましょう。

・自宅療養者等の避難の検討

新型コロナウイルス感染症で自宅療養等を行っている場合、風水害時に避難を検討される時に保健所の専用電話へ問い合わせを行い、避難先を案内する体制としています。日頃からハザードマップを確認し、風水害時に避難が必要なのかを平時に確認しましょう。

イ．避難所での心構え

避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認し、体調が悪くなった時には、ためらわずに避難所職員へ申し出するようにしましょう。

（２）避難所での感染を防ぐポイント

災害時には、感染症の感染拡大リスクが高まります。

特に避難所では、衛生状態を保つことが大切です。飛沫感染や空気感染による感染拡大するおそれがあるため、感染症に「自分がかからない」ように手洗いを、かかっても「他人にうつさない」ために咳エチケットなどを行いましょう。

◆手洗いで感染症予防

流水で手洗いができない場合にはアルコールを含んだ手指消毒液を使用しましょう。
指先から消毒するのがポイントです。
特に食事前や調理前、トイレ使用後には手洗いを実施しましょう。

◆咳エチケットで感染症予防

マスクがある場合には正しくマスクを着用しましょう。
咳エチケットとは咳やくしゃみは出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。マスクがない場合には咳やくしゃみの際はティッシュ（無い場合には二の腕）で口と鼻をおおいましょう。

避難する場合持っていったほうが良いもの

- ウェットティッシュ
- 消毒液（アルコール、液体石鹸）
- マスク
- タオル、てぬぐい（マスクの代わりに）
- 体温計
- スリッパ
- 歯ブラシ
- 着替え
- お薬手帳
- 常備薬

大津市避難所運営マニュアル
新型コロナウイルス感染症対応編
作 成：令和　２年６月
改 訂：令和　２年８月
令和　３年３月
令和　４年８月
大　津　市
（担 当）総 務 部　危機・防災対策課